

電気事業の託送供給等収支に関する監査について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正	現 行
<p>電気事業の託送供給等収支に関する監査について</p> <p style="text-align: right;">改正 平成30年3月30日 201803●●電委第●号</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>契約超過金収益、違約金収益、延滞利息収益（小売電気事業に係る料金又は託送供給等に係る料金の支払期日経過後に発生する利息に係る収益をいう。）</u>、<u>臨時工事費収益、諸工料収益、検査料収益及び諸弁償代収益（電気工作物等の設備の賠償に伴い受領した収益をいう。）</u>（以下「<u>契約超過金収益等</u>」と総称する。）のうち、託送供給等約款、<u>最終保障供給約款及び離島供給約款に基づき収受した収益</u></p> <p>③ <u>電気事業雑収益（①に掲げるもの及び契約超過金収益等を除く。）</u>に費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める本基準2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（事業税、開発費、開発</p>	<p>電気事業の託送供給等収支に関する監査について</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>電気事業雑収益（①に掲げるものを除く。）</u>に費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める本基準2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替</p>

費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

(8) 遅収加算料金は、当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（（7）①に掲げるもの及び契約超過金収益等を除く。））及び遅収加算料金を除く。）の合計額に占める本基準1.及び3.に定めるところにより送配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（（7）①及び②に掲げるものを除く。））及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限られている。

2. (略)

(1) (略)

① (略)

② ①で整理された一般管理費は、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「8部門」という。）に配分することにより整理されている。

イ・ロ (略)

(2)～(10) (略)

(11) (1)から(10)の整理に基づき、別紙第1表により部門共通費用帰属明細表が作成されている。

3.～5. (略)

6. (略)

(1) (略)

①～⑤ (略)

⑥ 遅収加算料金（送配電部門の収益として整理された遅収加算料金に離島料金収入比（本基準1.及び3.に定める

勘定（貸方）を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

(8) 遅収加算料金は、当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（（7）①に掲げるものを除く。））及び遅収加算料金を除く。）の合計額に占める本基準1.及び3.に定めるところにより送配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（（7）①に掲げるものを除く。））及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限られている。

2. (略)

(1) (略)

① (略)

② ①で整理された一般管理費は、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「8部門」という。）に配分することにより整理され、別紙第1表により部門共通費用帰属明細表が作成されている。

イ・ロ (略)

(2)～(10) (略)

(新設)

3.～5. (略)

6. (略)

(1) (略)

①～⑤ (略)

⑥ 遅収加算料金（送配電部門の収益として整理された遅収加算料金に離島料金収入比（本基準1.及び3.に定める

ところにより送配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（1.（7）①及び②に掲げるものを除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額に占める（1）に定めるところにより離島供給に係る営業収益として整理された額（電気事業雑収益及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限る。）

- ⑦ （略）
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 事業外収益（固定資産売却益を除く。送配電部門の収益として整理された事業外収益に離島料金収入比を乗じて得た額に限る。）
 - ③・④ (略)
 - (4) (略)
 - ① (略)
 - ② 事業外費用（固定資産売却損を除く。送配電部門の費用として整理された事業外費用に離島費用比を乗じて得た額に限る。）
 - ③～⑤ (略)
7. 本基準 14. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第 1 第 11 表を作成するに当たり、電気事業営業収益及び電気事業営業費用のうち、インバランス取引に係る営業収益及び営業費用について、次のとおり整理されていること。
- (1) インバランス取引に係る営業収益は、次の額の合計額である。
- ① (略)
 - ② 他社販売電源料（インバランス対応に係るものに限る。）
 - ③ (略)

ところにより送配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（1.（7）①に掲げるものを除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額に占める（1）に定めるところにより離島供給に係る営業収益として整理された額（電気事業雑収益及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限る。）

- ⑦ (略)
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 事業外収益（送配電部門の収益として整理された事業外収益に離島料金収入比を乗じて得た額に限る。）
 - ③・④ (略)
 - (4) (略)
 - ① (略)
 - ② 事業外費用（送配電部門の費用として整理された事業外費用に離島費用比を乗じて得た額に限る。）
 - ③～⑤ (略)
7. 本基準 14. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第 1 第 11 表を作成するに当たり、電気事業営業収益及び電気事業営業費用のうち、インバランス供給に係る営業収益及び営業費用について、次のとおり整理されていること。
- (1) インバランス供給に係る営業収益は、次の額の合計額である。
- ① (略)
 - (新設)
 - ② (略)

④ 社内取引収益のうち、インバランス対応相当額取引収益及びインバランスの供給相当額取引収益の合計額

(2) インバランス取引に係る営業費用は、次の額の合計額である。

① (略)

② 他社購入電源費 (インバランス対応及び買取りに係るものに限る。)

③ 社内取引費用のうち、インバランス対応相当額取引費用及びインバランスの買取相当額取引費用の合計額

③ 社内取引収益のうち、インバランス供給相当額取引収益、地帯間購入電源費取引収益及び他社購入電源費取引収益の合計額

(2) インバランス供給に係る営業費用は、次の額の合計額である。

① (略)

② 他社購入電源費 (インバランス供給に係るものに限る。)

③ 社内取引費用のうち、インバランス対応取引費用、インバランス買取相当額取引費用及び地帯間販売電源料取引費用の合計額

別表第1. (略)

別表第1. (略)

別表第2. 活動帰属基準、配賦基準分類表

別表第2. 活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー 一等発電費		販売費	
	活動帰属 基準	配賦基準	活動帰属 基準	配賦基準
(削る)			(削る)	(削る)
委託集金 費	=	=	<u>契約口数</u> 比	=

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー 一等発電費		販売費	
	活動帰属 基準	配賦基準	活動帰属 基準	配賦基準
<u>委託検針</u> 費			<u>契約口数</u> 比	=
委託集金 費			同上	=

厚生費	—	直課された 人員数比	直課され た人員数 比	—	厚生費	—	同上	直課され た人員数 比	—
<u>別紙第1表</u> 部門共通費用帰属明細表 (記載注意) 1 <u>一般管理費から整理された送配電部門の費用のみ</u> を記載すること。 2 (略)					<u>別表第1</u> 部門共通費用帰属明細表 (記載注意) 1 <u>送配電部門の費用のみ</u> を記載すること。 2 (略)				
<u>別紙第2表</u> 共用固定資産帰属明細表 (1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定 (記載注意) 1 期首残高の帳簿価額には、この <u>確認事項</u> の規定により <u>作成された</u> 最近の期末残高の値を記載すること。 2 (略) (2) (略)					<u>別表第2</u> 共用固定資産帰属明細表 (1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定 (記載注意) 1 期首残高の帳簿価額には、この <u>省令</u> の規定により <u>公表された最近</u> の期末残高の値を記載すること。 2 (略) (2) (略)				
<u>附則 (201803●電委第●号)</u> <u>この確認事項は、平成29年4月1日以後に終了する事業年度に係</u> <u>る監査について適用する。</u>					(新設)				